

議案第70号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、様々な入浴者が安心して入浴できる環境を確保し、及び旅館業の営業形態の変化に対応するため、旅館業の施設の構造設備の基準の特例を定める等の必要があるによる。

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（構造設備の基準の特例）

第6条 市長は、旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、前3条の構造設備の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、これらの構造設備の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。

第7条第1項第4号中「及び第29条に規定する博物館及びこれに相当する施設」を「に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」に改める。

第9条を次のように改める。

（営業施設について講ずべき措置の基準の特例）

第9条 市長は、旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。